

## 監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年9月5日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 鈴木 達雄

### 監査結果の措置対象

教育部（小中学校）

八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校  
作手小学校北校舎、作手小学校南校舎、八名中学校、鳳来中学校

### 監査結果報告年月日

平成29年3月28日

### 監査結果に対する措置通知年月日

平成29年8月25日

### 講じた措置等の内容

#### 【小中学校】

##### 《指摘事項1》

消防用設備は災害時の生命財産を守る重要な設備であるので、設備点検等において指摘を受けたものについては、速やかに是正、改修されたい。

##### 《是正措置内容》

安全な学校生活環境のため、改修等の整備を順次行います。

##### 《指摘事項2》

特別休暇の取得に当たって、病気・特別休暇願の記載漏れ、取得日数の計算誤りが見受けられたので、休暇願により適切に承認を受け、病気・特別・介護休暇等処理簿へ記載するようされたい。

##### 《是正措置内容》

指摘を受けた事項については、適切に事務処理を行いました。

##### 《意見》

児童・生徒の安全確保、不審者の侵入防止の観点から、敷地境界にフェンス等の設置を検討されたい。また、不審者侵入時の対応についても、訓練等を実施し備えられたい。

##### 《措置内容》

学校施設面での安全確保について、外部からの侵入に対しては、基本的にはフェンスや植栽、地形などによって制限をしていますが、今後必要に応じ、不審者侵入防止の観点から、新たなフェンス等の設置も検討していきます。また、不審者侵入時の対応は、学校ごとに決めており、不審者の侵入を想定した防犯訓練を実施し、非常時に備えています。